

給ぬ。略中ついたち三四日の程に、ぞうりう院のにしの院といふ所におはしまさせ給

〔日本靈異記下〕災興善表相先現而後其災善答被縁第卅八

同天皇○桓御世延曆六年丁卯秋九月朔四日甲寅酉時僧景戒發慚愧心憂愁嗟言○下

〔おちくぼ物語二〕おと居たちいそぎたまふ十二月のついたち五日と定めたるほどは、亥も月のつごもりばかりよりいそぎ給ふ、

〔葵花物語後悔大將〕かくて内大臣殿のうへ○通妻、中略、亥はすのつごもりばかりに、いとたひらかにて男君生れたまひぬ○中ついたち六日は、七日の夜なればめづらしげなき御事なれども、としのはじめ年正月萬壽元とて、いみじきころなれば、いとめでたし、

〔日本靈異記下〕假官勢非理爲政得惡報緣第卅五

天皇○桓悲以延曆十五年三月朔七日始召經師四人爲古麿奉寫法花經一部宛經六萬九千三百八十四文字○下

〔葵花物語二十四〕はかなくついたち七日もすぎぬれば、關白どの○通藤原の大饗は廿日なれば、此みやのは廿三日とさだめさせ給て、われもくおとらじまけじと急ぎの、亥りたり、〔蜻蛉日記下之中〕ついたち七八日○天延二年のほどひるつかた、むまのかみおはしたりといふ、〔葵花物語二十七〕左兵衛督公信○藤原のこのついたち八日○萬壽三より、世中心ちわづらひ給し、おなじ月の十五日のあかつきがたに、うせ給にけり、

〔書言字考節用集二〕時候○望日十五

〔釋名釋天〕望月滿之名也、月大十六日、小十五日、日在東月在西、遙相望也、

〔月令廣義三月〕十五日、望日、月盈也

〔隨意錄七〕朔望之望、以日月東西相望謂之、則與觀望之望同、說文別作聖、經傳所無焉、聰明之明、與日